

東京都高等学校体育連盟ハンドボール専門部規定

第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 本専門部は東京都高体連ハンドボール専門部と称する。
- 第 2 条 本専門部の事務所は部長または副部長および会計の在任校におく。

第 2 章 目 的

- 第 3 条 本専門部は東京都高体連並びに全国高体連の規約に基づき、関係団体と密接なる連繋をもち、高等学校および中等教育学校後期課程におけるハンドボールの健全な発達を図ることを目的とする。

第 3 章 事 業

- 第 4 条 本専門部は第 3 条の目的を達成するために下記の事業を行う。
1. 高等学校におけるハンドボールに関する審議会及び講習会の開催。
 2. 高等学校ハンドボールの大会開催及び事業に関する事項。
 3. 加盟道・府・県高体連ハンドボール専門部及び関係団体と連絡をとり、相互の融和と強化発展をはかる。
 4. 高等学校ハンドボールの功労者又は優秀な団体の表彰を行う。
 5. その他本専門部の目的達成に必要な事業。

第 4 章 組 織

- 第 5 条 本専門部は東京都高体連規約第 6 条によって組織する。
- 第 6 条 本専門部は都内各高等学校および中等教育学校後期課程ハンドボール部をもって組織する。

第 5 章 役 員

- 第 7 条 本専門部は下記の役員をおく。
- | | | | |
|----------|-----|---------|-----|
| 1. 部 長 | 1 名 | 4. 委 員 | |
| 2. 副 部 長 | 若干名 | 5. 会計監査 | 1 名 |
| 3. 常任委員 | 若干名 | 6. 参 与 | 若干名 |
- 第 8 条 1. 部長及び副部長は専門部委員会の推薦により、東京都高体連理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。
2. 部長は本専門部を代表し、部務を統轄する。
3. 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 9 条 1. 常任委員は委員の中から選出する。
2. 常任委員は常任委員会を構成し、部務を執行する。
3. 部長・副部長は常任委員の資格をもつ。
- 第 10 条 委員は都高体連加盟校のハンドボール部顧問より 1 名選出する。
- 第 11 条 参与は常任委員会において推薦し、部長がこれを委嘱する。
参与は専門部の運営に関し部長の諮問に応じる。

- 第12条 1. 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
2. 常任委員に欠員を生じたときは、委員中より選出する。
3. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
4. 役員は任期満了後、あらたに後任者が就任するまで引続きその職務を行う。

第6章 会議

- 第13条 本専門部に次の会議をおく。
1. 専門部総会
2. 常任委員会
- 第14条 専門部総会は年1回部長が招集し、次の事項について審議する。
1. 予算・決算・事業・その他の重要事項を審議決定する。
2. 専門部総会は毎年、年度始め（4月中旬）に行う。
3. 専門部総会の議長は副部長とする。
- 第15条 常任委員会は部長が招集し、委嘱された事項及び緊急な事項について審議し処理をする。議長は副部長とする。
- 第16条 常任委員会は委員の2分の1以上（委任状を含める）の出席がなければ開会することができない。
但し同一議事について再度招集したときは、この限りではない。
- 第17条 常任委員会の議事は出席委員の過半数の決議をもって定め、可否同数のときは部長がこれを決定する。

第7章 会計

- 第18条 本専門部の経費は加盟費7,500円及び公共団体よりの補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第19条 本専門部の事業計画及びこれに伴う収支予算・決算は専門部常任委員会及び総会の議を経て、東京都高体連理事会の承認を得るものとする。
- 第20条 本専門部は常任委員会及び総会の議決を経て、特別の目的のために特別会計を設けることが出来る。
- 第21条 本専門部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
（東京都高体連規約に準じる。）

第8章 納付金

- 第22条 各年度の納付金は別途年度毎に委員会で決定する。

第9章 附則

- 第23条 本専門部の規定は総会の過半数以上の同意がなければ変えることが出来ない。
- 第24条 常任委員の分掌は別に定める。
- 第25条 1 この規定は昭和45年4月1日より施行する。
2 平成25年4月13日より一部改正。